

特殊建築物の敷地の位置について

- 申請者名：株式会社 雄開発
- 敷地の位置：うるま市勝連平敷屋2653番1の一部
- 特殊建築物の種類：産業廃棄物処理施設
(廃プラスチック、各種くず類の破碎処理施設)
- 申請の内容：建築基準法第51条ただし書き許可

うるま市

次第

- 1) 建築基準法第51条について
- 2) 敷地の位置について
- 3) 計画施設の概要説明
- 4) 都市計画上の支障についての判断



建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場
その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が
決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）**の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合**又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、**この限りではない。**

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）【条文抜粋】

法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の
政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
- イ **産業廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設**

建築基準法第五十一条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）



建築基準法施行令第百三十条の二の二（位置の制限を受ける処理施設）【条文抜粋】



建築基準法第51条の対象要件

廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設のうち

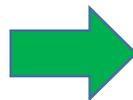
七 廃プラスチック類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）
又は、がれき類の破砕施設であって、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

※第二条：法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。
二 木くず（建設業に係るもの）

設置する破砕施設の能力

処理能力 5 t を超える
施設である（51条許可要す）



51条対象処理品目	申請処理能力
建設混合廃棄物 （廃プラスチック類） （木くず）	8.15 t /日 7.51 t /日

目的：建築基準法第49条の2及び畜舎等の建築等及び特例に関する法律施行規則第52条第1項の規定に基づき、都市計画法第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途の制限を定めることにより、合理的な土地利用を図り、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

建築物の用途の制限：別表第1左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの又は法第48条14項若しくは法第51条の規定に基づき市長が許可した場合は、この限りでない。

別表第1(第4条関係)

区分	建築してはならない建築物
農業保全地区	1 法別表第2(り)項第2号及び同表(る)項に掲げるもの(ただし、ガソリンスタンドその他これに類するものを除く。) 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積が1,500平方メートルを超えるもの(ただし、自動車修理工場を除く。) 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものうち、規則で定めるもの 5 ダンスホール、ナイトクラブその他これらに類するもの 6 法別表第2(ぬ)項第3号(13)の用途に供するもの 7 法別表第2(ぬ)項第3号(13)の2)の用途に供するもの
景観保全地区	1 農業保全地区に掲げるもの 2 次に掲げる畜舎 ア 豚の飼養の用に供する畜舎で延べ面積が100平方メートルを超えるもの又は豚房の床面積の合計が50平方メートル以上のもの イ 牛の飼養の用に供する畜舎で延べ面積が300平方メートルを超えるもの又は牛房の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ウ その他の動物の飼養の用に供する畜舎で延べ面積が100平方メートルを超えるもの
幹線道路沿道地区	1 景観保全地区に掲げるもの(農業保全地区の項5に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)
市街地形成誘導地区	1 景観保全地区に掲げるもの 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積が500平方メートルを超えるもの(ただし、自動車修理工場を除く。) 3 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの(ただし、ガソリンスタンドその他これに類するものを除く。)
市街地緩衝地区	1 市街地形成誘導地区に掲げるもの
集落環境保全地区	1 市街地形成誘導地区に掲げるもの 2 店舗、飲食店及び事務所その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 3 法別表第2(に)項第3号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
勝連城跡周辺保全地区	1 集落環境保全地区に掲げるもの 2 法別表第2(に)項第2号、第3号、第8号、同表(ほ)項第3号及び同表(と)項第4号に掲げるもの 3 店舗、飲食店及び事務所その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 4 ガソリンスタンドその他これに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫

うるま市建築基準法第51条
ただし書きの許可取扱基準



適用
地域

うるま市都市計画マスター
プランに合致する準工業地
域、工業地域、工業専用地
域、用途未指定地域

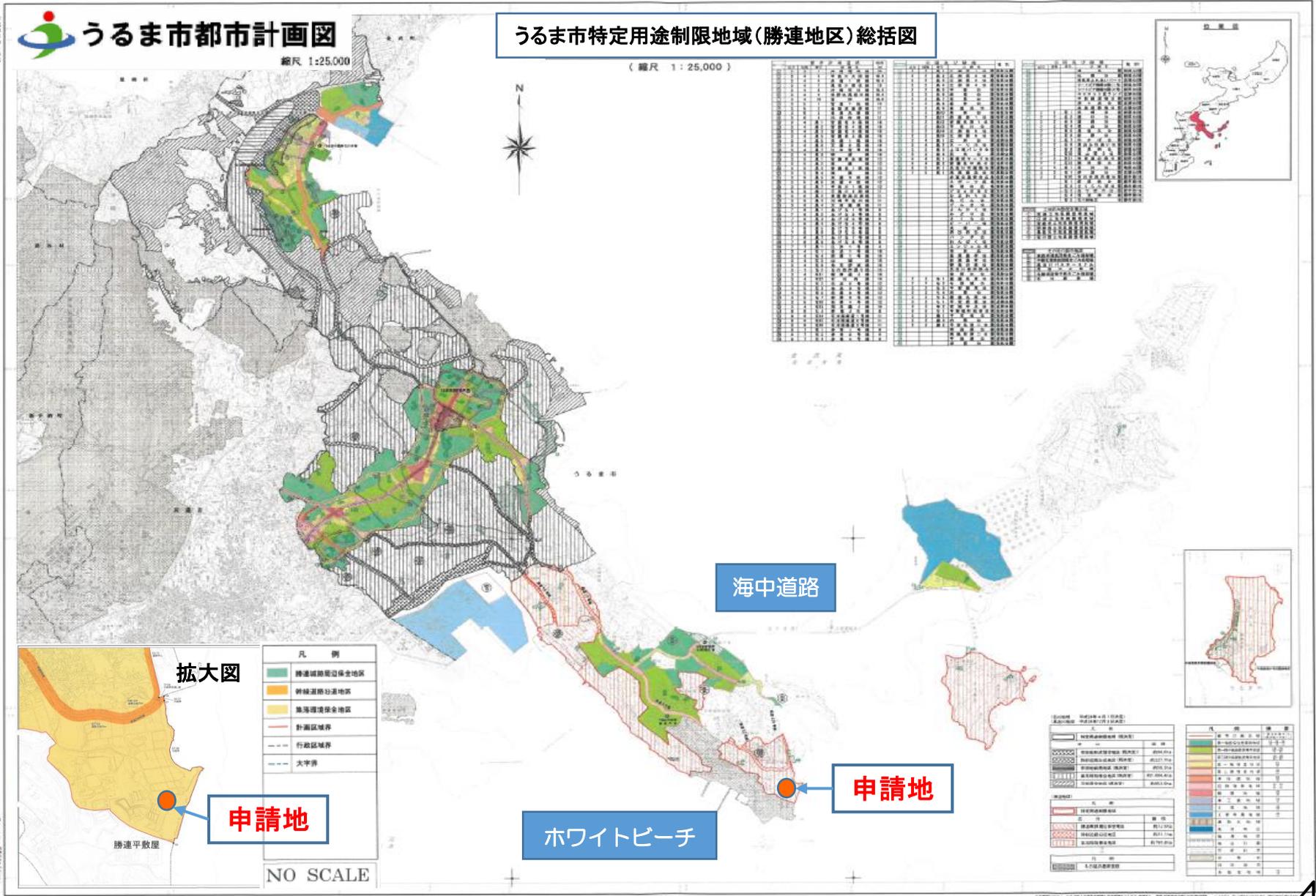
適用
範囲

用途未指定地域の場合、
既存集落及び住居系の用途
地域から100m以上離れた
地域

次第

- 1) 建築基準法第51条について
- 2) 敷地の位置について
- 3) 計画施設の概要説明
- 4) 都市計画上の支障についての判断





凡例

- 勝連海岸沿辺保全地区
- 勝連道路分道地区
- 勝連環境保全地区
- 計画区域界
- 行政区域界
- 大字界

NO SCALE

用途制限地域	用途制限種別	用途制限区域	用途制限面積	用途制限種別	用途制限区域	用途制限面積
第一種用途制限地域	第一種用途制限種別	第一種用途制限区域	第一種用途制限面積	第二種用途制限種別	第二種用途制限区域	第二種用途制限面積
第二種用途制限地域	第二種用途制限種別	第二種用途制限区域	第二種用途制限面積	第三種用途制限種別	第三種用途制限区域	第三種用途制限面積
第三種用途制限地域	第三種用途制限種別	第三種用途制限区域	第三種用途制限面積	第四種用途制限種別	第四種用途制限区域	第四種用途制限面積
第四種用途制限地域	第四種用途制限種別	第四種用途制限区域	第四種用途制限面積	第五種用途制限種別	第五種用途制限区域	第五種用途制限面積
第五種用途制限地域	第五種用途制限種別	第五種用途制限区域	第五種用途制限面積	第六種用途制限種別	第六種用途制限区域	第六種用途制限面積
第六種用途制限地域	第六種用途制限種別	第六種用途制限区域	第六種用途制限面積	第七種用途制限種別	第七種用途制限区域	第七種用途制限面積
第七種用途制限地域	第七種用途制限種別	第七種用途制限区域	第七種用途制限面積	第八種用途制限種別	第八種用途制限区域	第八種用途制限面積
第八種用途制限地域	第八種用途制限種別	第八種用途制限区域	第八種用途制限面積	第九種用途制限種別	第九種用途制限区域	第九種用途制限面積
第九種用途制限地域	第九種用途制限種別	第九種用途制限区域	第九種用途制限面積	第十種用途制限種別	第十種用途制限区域	第十種用途制限面積



用途制限種別	用途制限区域	用途制限面積
第一種用途制限種別	第一種用途制限区域	第一種用途制限面積
第二種用途制限種別	第二種用途制限区域	第二種用途制限面積
第三種用途制限種別	第三種用途制限区域	第三種用途制限面積
第四種用途制限種別	第四種用途制限区域	第四種用途制限面積
第五種用途制限種別	第五種用途制限区域	第五種用途制限面積
第六種用途制限種別	第六種用途制限区域	第六種用途制限面積
第七種用途制限種別	第七種用途制限区域	第七種用途制限面積
第八種用途制限種別	第八種用途制限区域	第八種用途制限面積
第九種用途制限種別	第九種用途制限区域	第九種用途制限面積
第十種用途制限種別	第十種用途制限区域	第十種用途制限面積

敷地の位置（うるま市勝連平敷屋区域）



敷地の位置（申請地付近状況）



敷地の位置（周辺土地利用状況）

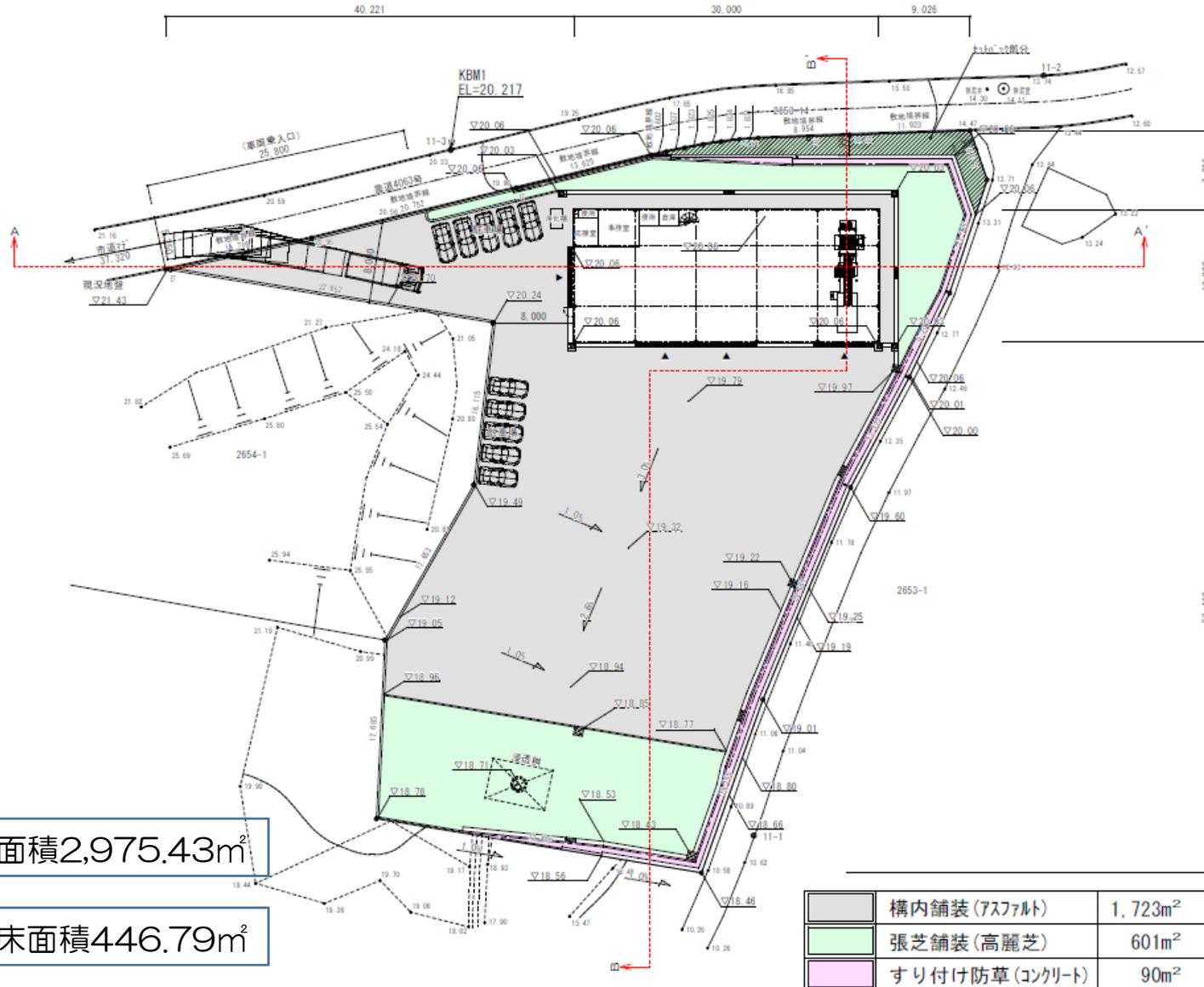


凡例

- 敷地中心より50mライン
- 敷地中心より300mライン
- 敷地境界より100mライン
- 墓地・霊園
- ビニールハウス
倉庫等
- 葬祭場
- 畜舎・堆肥舎等
- 海上自衛隊
沖縄基地
- 事務所等
- 住居系
- その他

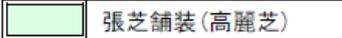
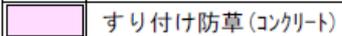


敷地の位置（配置図兼平面図）



敷地面積2,975.43m²

延べ床面積446.79m²

	構内舗装(アスファルト)	1,723m ²
	張芝舗装(高麗芝)	601m ²
	すり付け防草(コンクリート)	90m ²

> 600m²(緑地率) OK

次第

- 1) 建築基準法第51条について
- 2) 敷地の位置について
- 3) 計画施設の概要説明
- 4) 都市計画上の支障についての判断



件 名 : 株式会社雄開発 破碎施設新築工事

申 請 者 : 株式会社雄開発

代表取締役 恩納 武雄

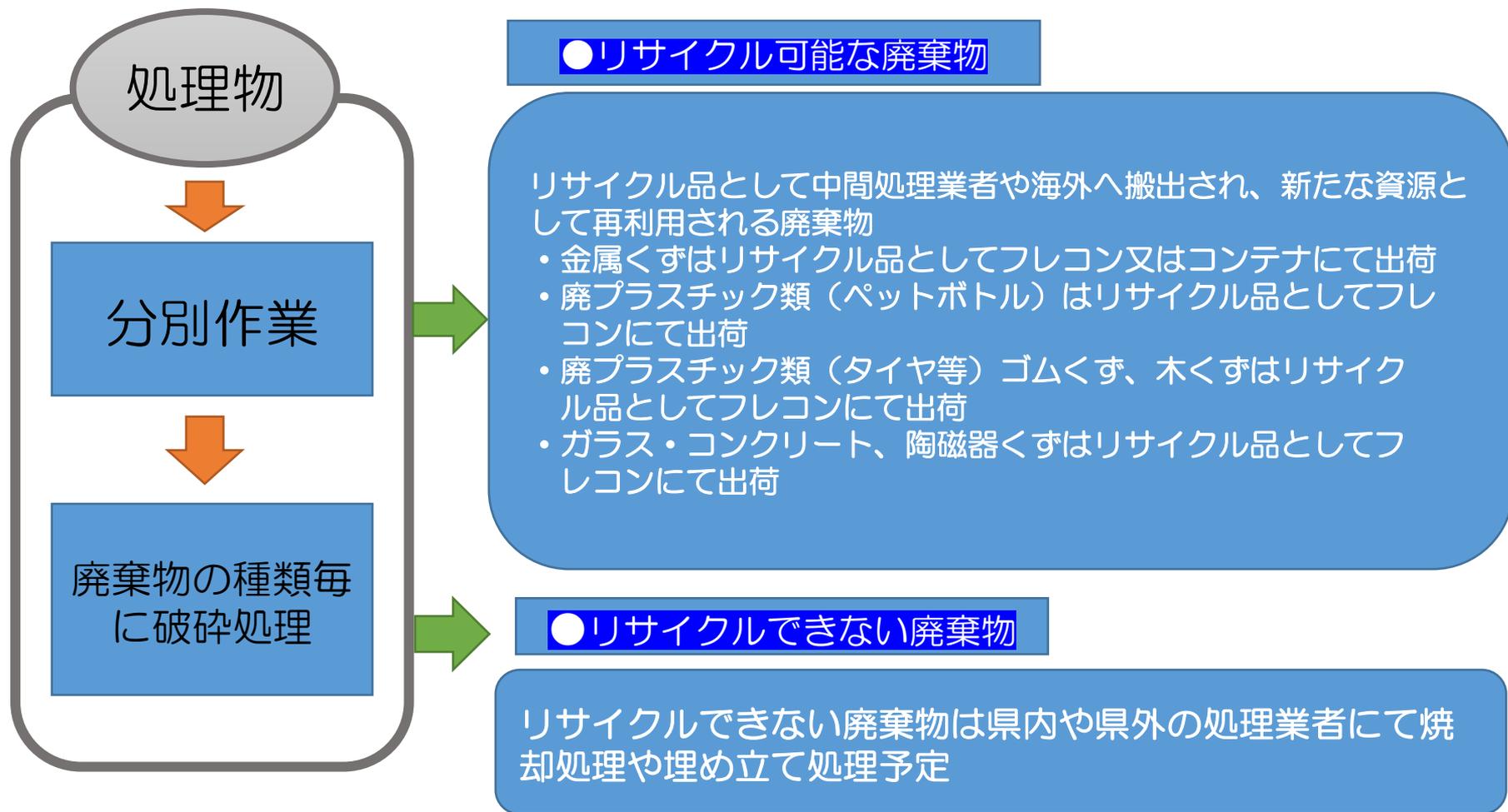
敷地の位置 : うるま市勝連平敷屋2653番1の一部

許可対象施設 : 四軸破碎機

処 理 能 力 : ①廃プラスチック : 8. 15 t / 日 (8時間)
②ゴムくず : 7. 80 t / 日 (8時間)
③金属くず : 8. 20 t / 日 (8時間)
④紙くず : 7. 40 t / 日 (8時間)
⑤木くず : 7. 51 t / 日 (8時間)
⑥繊維くず : 5. 50 t / 日 (8時間)
⑦ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず
: 8. 10 t / 日 (8時間)

※上記の処理量は破碎機が1種類の廃棄物を1日(8時間)で処理できる量を記載しています。
実際の処理する廃棄物は混合廃棄物になるため処理量は減少します。

今回の計画施設では、リサイクル可能廃棄物とリサイクルできない廃棄物の両方の処理を同一の破砕機で処理する。



処理フロー計画図

廃棄物の運搬・収集

(コンテナ又はフレコンで収集)



分別作業

(廃棄物の種類ごとやリサイクル物に分別)



- ・廃プラスチック類
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ガラス、コンクリート陶磁器くず

破碎処理

(廃棄物の種類ごとに破碎)



種類	処理能力
廃プラスチック類	8.15
ゴムくず	7.80
金属くず	8.20
紙くず	7.40
木くず	7.51
繊維くず	5.50
ガラス・コンクリート陶磁器くず	8.10

破碎機処理能力表 単位：t/日（8時間）

廃棄物の搬出

(リサイクル又は処分)
(コンテナ又はフレコンで搬出)

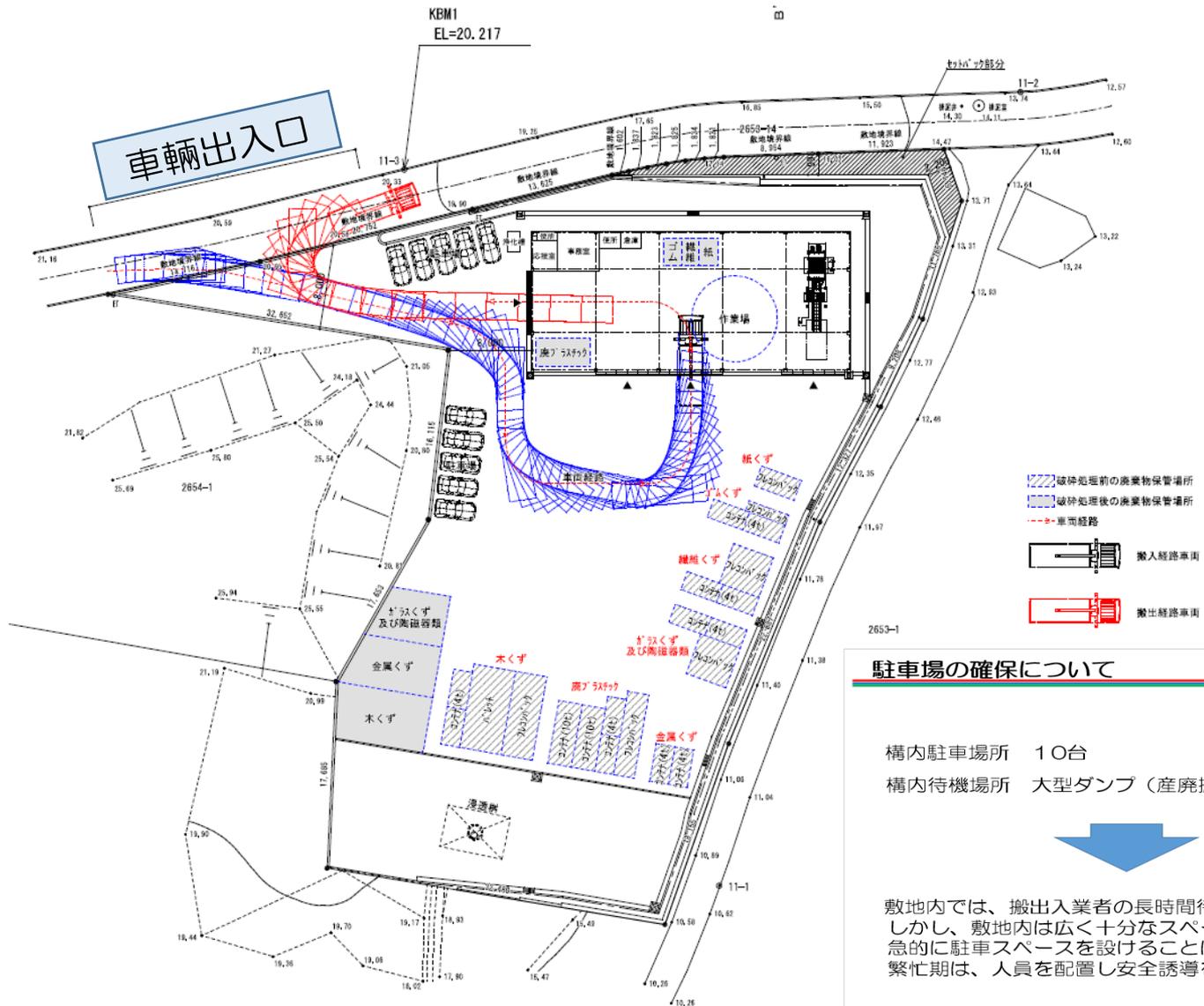


敷地の位置（主要幹線道路からの搬入搬出経路）



① ⑥ には事業者が一方通行を行う旨の看板設置

処理工程（敷地内車両順路）



駐車場の確保について

構内駐車場所 10台

構内待機場所 大型ダンプ（産廃搬入後速やかに退場予定）

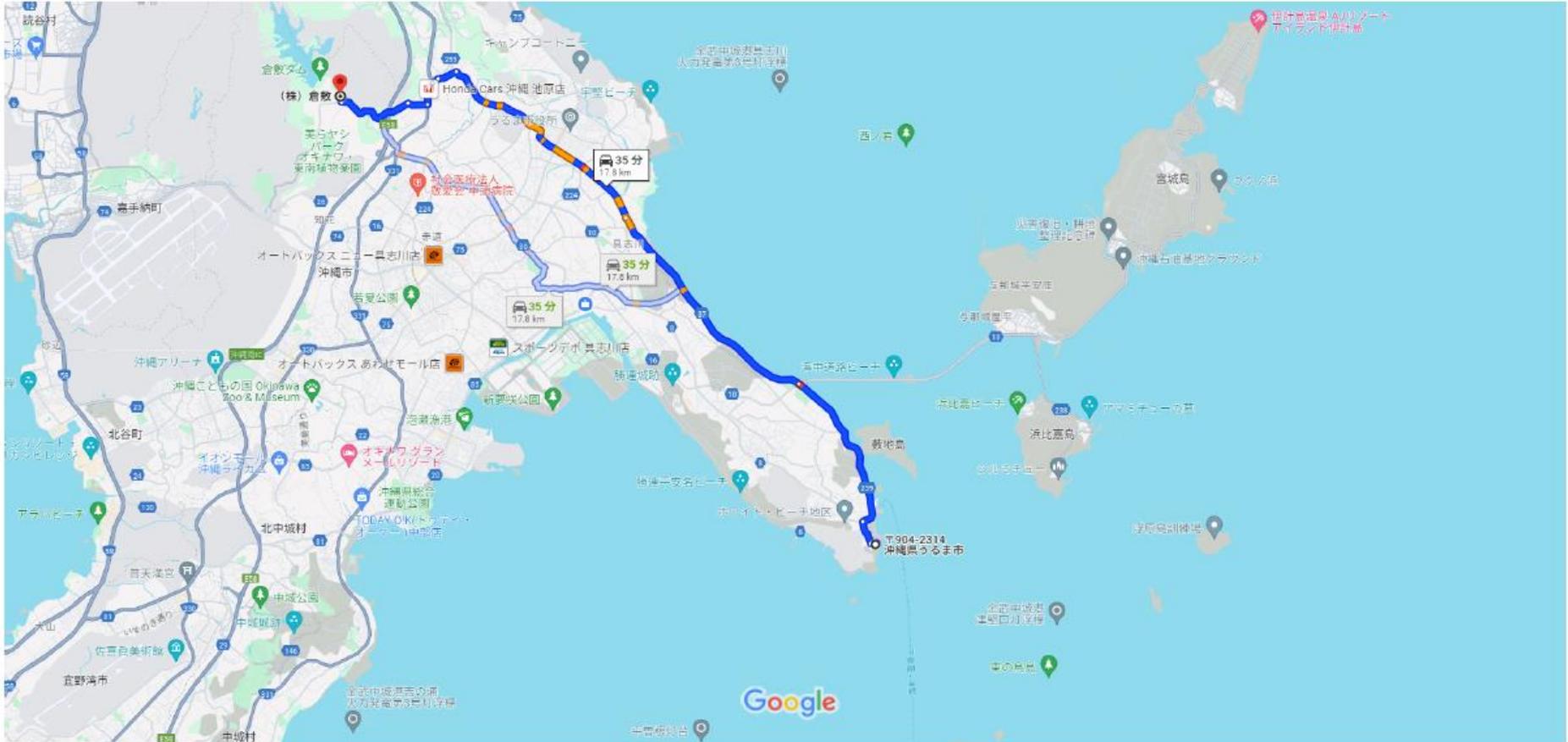


敷地内では、搬出入業者の長時間待機は予定していない。
しかし、敷地内は広く十分なスペースがあるため、
応急的に駐車スペースを設けることは可能である。
繁忙期は、人員を配置し安全誘導を含めた対策を実施する。

No	処理委託先	所 在
	リサイクル委託先一覧	
1	大信商事株式会社	沖縄県島尻郡与那原町東浜97-3-806
2	琉球セメント株式会社	沖縄県浦添市西洲2丁目2番地2
		沖縄県名護市字安和1008番地3
3	拓南商事株式会社	沖縄県うるま市州崎8番地2
4	株式会社NRS	福岡県北九州市若松区響町1丁目79番1
	廃棄物処理委託先一覧	
1	株式会社倉敷	沖縄県沖縄市字池原3190番地3
2	株式会社森岡産業	沖縄県読谷村座喜味3156番地
3	沖縄県環境整備センター株式会社	沖縄県名護市字安和2045番地1

廃棄物事業所への経路 1

 勝連平敷屋、〒904-2314 沖縄県うるま市 から (株)倉敷、〒904-2141 沖縄県沖縄市池原3190-3 車 17.8 km、35分
建設予定地～株式会社 倉敷まで

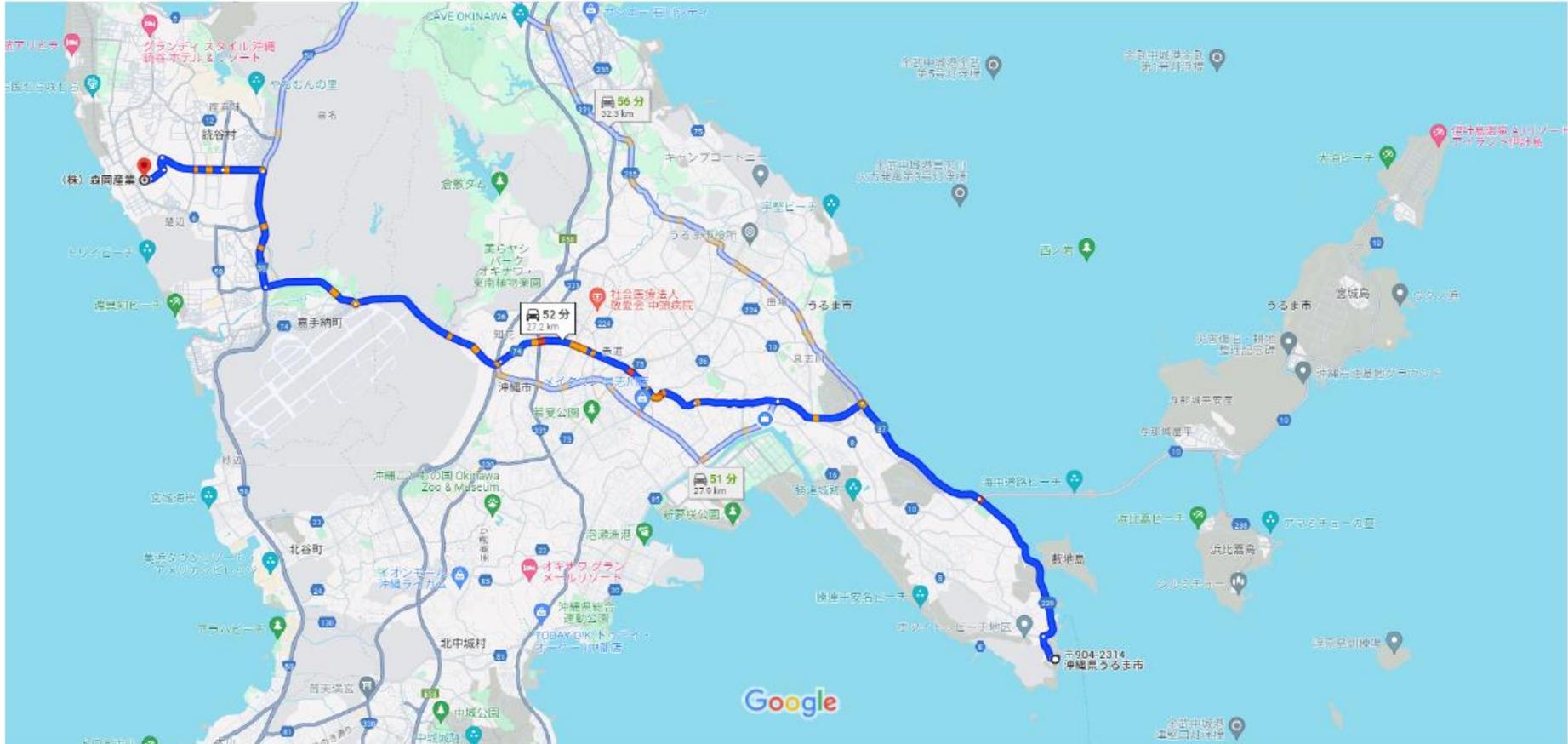


地図データ ©2024 1 km 

廃棄物事業所への経路 2

Google 勝連平敷屋、〒904-2314 沖縄県うるま市から (株) 森岡産業、〒904-0301 沖縄県中頭郡読谷村座喜味3 車 27.2 km、52分
156

建設予定地～株式会社 森岡産業まで



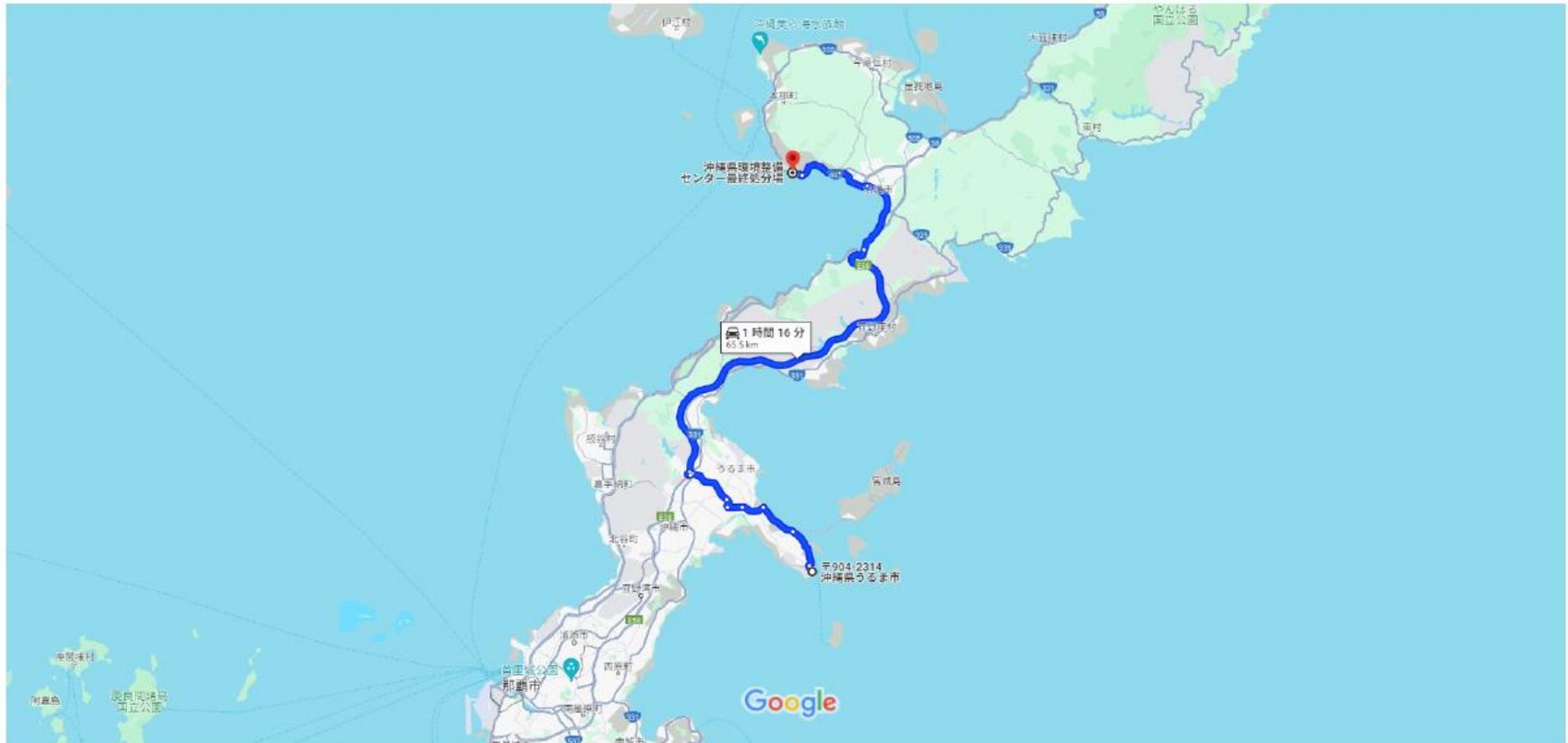
地図データ ©2024 1 km

廃棄物事業所への経路 3



勝連平敷屋、〒904-2314 沖縄県うるま市 から 沖縄県環境整備センター最終処分場、〒905-0001 沖縄県名護市安和2045-1

建設予定地～沖縄県環境整備センター 株式会社まで



地図データ ©2024 5 km

次第

- 1) 建築基準法第51条について
- 2) 敷地の位置について
- 3) 計画施設の概要説明
- 4) 都市計画上の支障についての判断



うるま市建築基準法第51条ただし書きの許可取扱基準及び卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱いを参考

1. 市街化傾向のない場所に位置し、周囲に及ぼす影響が少ないこと

- ・敷地境界から100m以内に学校、病院、住居系の建築物がないこと

2. 廃棄物処理法に定める、周辺地域の生活環境に及ぼす影響調査の結果、影響が軽微であると予想されること

- ・環境影響調査の結果、影響が軽微であると予測されること
- ・自治会等の代表者に事前説明を行っていること
- ・周辺住民に対して周知及び調整が十分に図られていること

3. 施設の設置目的が公益性の高いものであると認める場合

- ・沖縄県廃棄物処理計画に沿っていること
- ・関係部局より問題の指摘がなく、意見に対しては遵守する計画であること

4. 廃棄物の搬入経路は、主要道路から当該敷地まで通学路及び既存集落内を通過しないこと。また、公道に駐車することの無いように所要の駐車場を確保すること。

- ・搬入経路は、道路幅員6m以上であること
- ・周囲の状況等により交通安全上支障がないこと

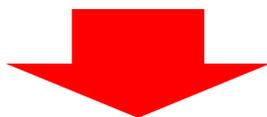
1.市街化傾向のない場所に位置し周囲に及ぼす影響の少ない場合

・平敷屋地区の旧集落は建築基準法の道路に該当しない道が多くあり、住宅建て替えが厳しい状況にある。平成19年に県道239号線が開通した後も新集落での建て替えが殆どであり、計画地域付近へ住宅地が広がっていく様子はなく、土地活用は現在も畑、墓地、畜舎等と変化がなく今後も市街化を見込める状況にはない。

尚、計画地は良好な居住環境を保全するため、大規模な店舗・事務所や遊戯・風俗施設等の閑静な住環境に対して負荷の高い施設を規制し、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した農住環境を形成するとして特定用途制限地域の「集落環境保全地区」に指定されている。

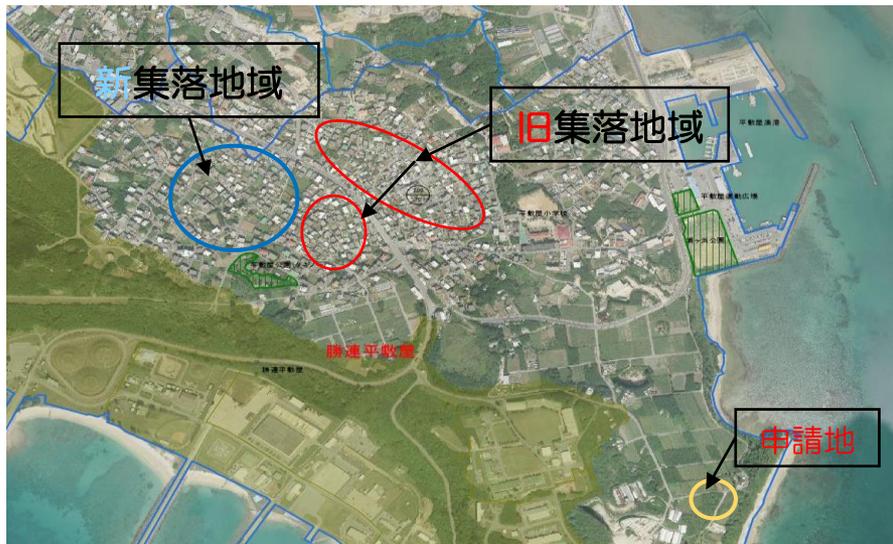
農地保全の観点からは、農振地域内ではあるが農用地区域外にある農振白地であり、現況・地目とも農地ではないことから転用申請の必要はない。又、土地改良事業区外でもある。

また、直近人家や学校より距離があったため当該地を選定した。日常的に人が立ち寄る場所ではないため、交通量、騒音による周囲への影響など総合的に勘案すれば計画地は当該処理施設の適地であると考えられる。



周囲に及ぼす影響は少ない

新・旧集落の分布

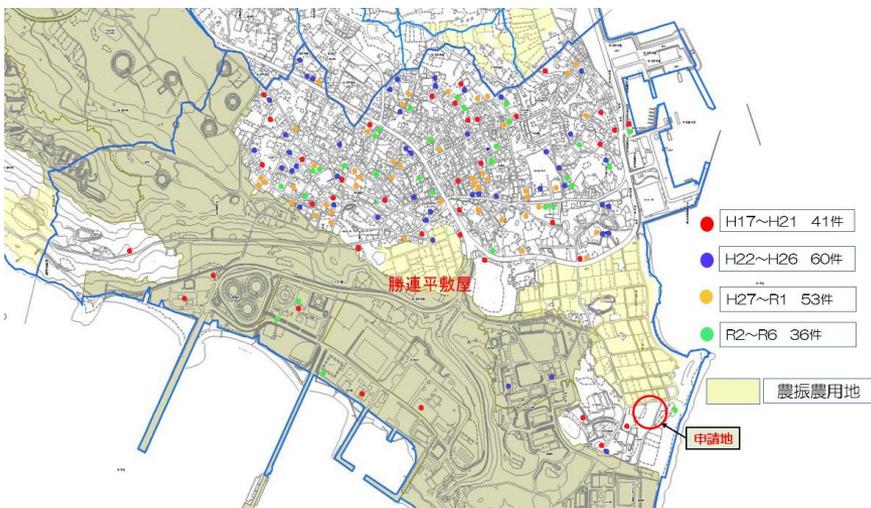


旧集落建築基準法道路種別

— (基準法の道路に該当しない)



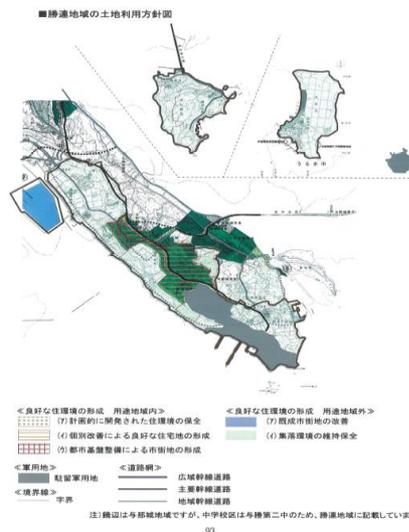
建築確認分布図



うるま市都市計画マスタープラン (H22年3月)

【用途地域外の土地利用方針】

平敷屋は、基盤整備がおこなわれていないことによる住宅の密集や道路幅員が狭い箇所が見られるため、主要生活道路や区画道路の整備等によるゆとりある住環境の形成を推進するとともに、無秩序な集落の拡大を防ぐため、土地利用の規制・誘導を検討する。



2.廃棄物処理法に定める、周辺地域の生活環境に及ぼす影響調査の結果、影響が軽微であると予想されること

- 当該地域は騒音規制法の指定地域外であるため規制基準は適用されないが、周辺の生活環境への配慮の観点から、敷地境界における環境保全目標値を設定し、将来予測と環境保全目標値を比較し、目標値を満足していることから環境への影響は軽微であると判断している。
計画開始時は直近人家より距離があり当該地を選定した。計画進捗中に近隣で住宅建築がはじまったが、同意書も頂き環境影響調査の結果、当該住宅地の騒音増加は軽微であると試算している。
また、稼働後に周辺で問題が発生する可能性はあり、苦情が発生した場合は、運用面の見直しや遮音壁設置等の適切な環境保全対策を検討する。
- 平敷屋区には事前説明をし、区所有地を計画地として賃貸借契約を交わし、周辺住民に対しては区民総会で事業説明を行い、計画地より50m以内の権利を有する住民より同意書を頂いている。
広域的にはHP等で周知し事業内容を縦覧に付した。



環境への影響が軽微である

生活環境への影響

大気質	破砕機は屋内設置のため低速運転でほとんど粉塵を発生しない構造であるが、粉塵対策としてミスト発生装置が装着されている
騒音	別紙
振動	別紙
悪臭	破砕施設からの悪臭の発生はない
水質	施設からの排水は合併浄化槽で処理後側溝放流し、雨水は敷地内処理としている



当該施設計画による環境影響は問題ないとされる。

1. 騒音

1) 生活環境の保全上の目標

当該施設は、騒音規制法に係る規制基準のうち指定のない地域であるため、第4種区域Bの基準値を保全上の目標としている。

表 騒音規制法に係る規制基準

	昼（8～19時）	朝（6～8時） 夕（19～21時）
第4種区域B	70dB以下	70dB以下

予測地点	寄与騒音レベル	現況騒音レベル	将来騒音
敷地北側	70dB	54dB	70dB
敷地東側	69dB		69dB
敷地南側	57dB		59dB
敷地西側	69dB		69dB

2) 影響の回避又は低減

施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで騒音の影響の回避・低減に努める。

- 施設の稼働中には、周辺的生活環境に配慮して建屋の扉を閉じて作業を行う等、騒音対策の徹底に努める。
- 施設においては、破碎機の設置状態、稼働状況に注意し、メンテナンスなどを行うことにより、騒音の発生を抑制することに努める。

2. 振動

1) 生活環境の保全上の目標

当該計画地は、振動規制法に係る規制基準のうち、いずれの類型にも指定されていないが、特定工場において発生する振動の規制に関する基準の第2種区域を参考に、この基準値を保全上の目標とした。

表 振動規制法に係る規制基準

	昼間 (8~19時)	夜間 (19~8時)
第2種区域	65dB以下	60dB以下

予測地点	寄与振動レベル	現況振動レベル	予測結果
敷地北側	34dB	30dB未満	35dB
敷地東側	34dB		35dB
敷地南側	30dB未満		33dB
敷地西側	30dB未満		33dB

2) 影響の回避又は低減

施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで振動の影響の回避・低減に努める。

- 破碎機には、緩衝材、堅固な基礎を設けるなど、防振対策を徹底する。
- 対象施設においては、破碎機の設置状態、稼働状況に注意し、メンテナンス等を行うことにより、振動の発生を抑制することに努める。

生活環境への影響

環境影響調査の結果、施設の設置による周辺地域に及ぼす影響は少ないと評価するが、環境保全の観点から、以下の保全対策について配慮願いをしている。

1. 申請地内・外における重機及び車両のアイドリングストップや、構内制限速度の遵守。
2. 申請地内・外における搬入・搬出物の飛散防止対策
3. 搬入・搬出・各作業における振動・騒音・粉塵の低減への協力
4. 申請地での搬入・搬出・メンテナンス、修理等において油類の漏洩についての配慮。万一漏洩した場合は、すみやかに復旧処置すること
5. 高圧ガス（可燃ガス）の搬入の場合は、容器、器具の取扱等の法令を遵守し漏洩や火災が発生しないことへの配慮

3.施設の設置目的が公益性の高いものであると認める場合

- 沖縄県廃棄物処理計画によると、最終処分場の建設は厳しい状況にあり、これまで以上に中間処理と資源化を図り最終処分量を削減し、既設の最終処分場の延命化を図ることが課題となっている。
- 不法投棄が危惧される地域であり、施設を建設することにより不法投棄を抑止しながら、廃棄物の減量化及び再利用化のために、循環型社会の実現に向けて取り組むものであり公益性の高い施設である。
- 関係部局から問題の指摘はなく、意見を遵守する計画である。



公益性の高い施設である

沖縄県の産業廃棄物の処理状況は、再生利用量が横ばい若しくは減少傾向にあり、減量化量は微増で最終処分量は増加傾向である。最終処分量を低減するには中間処理施設を促進する取り組み強化が重要であり、最終処分量を低減するため廃棄物の再生利用を促進する中間処理施設の公益性は高いと言える。

表 2.47 処理状況の比較

(単位:千 t /年)

項目	年度	平成 25 (2013) 年度		令和元 (2019) 年度		増減率 (%)
		再生利用量	構成比 (%)	減量化量	構成比 (%)	
再生利用量		910	49.8	893	48.5	△1.9
減量化量		853	46.7	878	47.7	2.9
最終処分量		61	3.4	69	3.8	13.1
その他量		2	0.1	2	0.1	0.0
合計		1,826	100.0	1,842	100.0	0.9

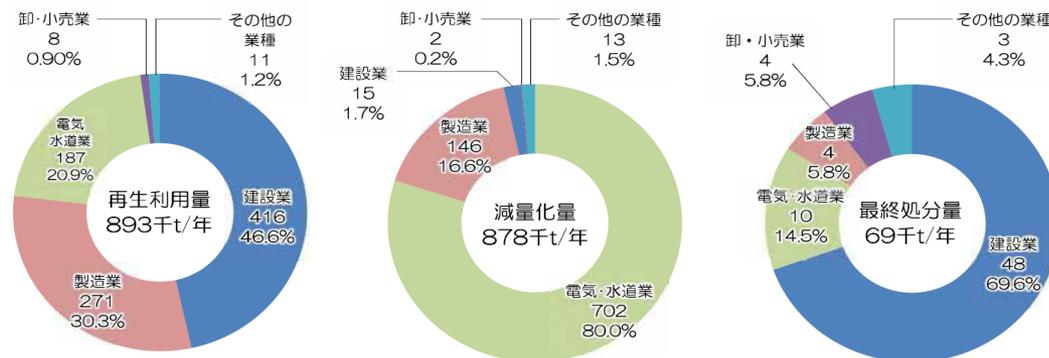


図 2.47 業種別の処理状況(令和元(2019)年度)

4.廃棄物の搬入経路は、主要道路から当該敷地まで道路幅員6m以上であるものとし、通学路及び既存集落内を通過しないこと。また、公道に駐車する事の無いように、所要の駐車場を確保すること。

- 主要道路から当該敷地まで幅員6m未満の部分が殆どであるが、周囲の状況等により交通安全上支障がない場合はこの限りでないとしている。
(うるま市建築基準法第51条ただし書の許可取扱基準第5条)
- 工場への主要幹線道路からの搬入搬出は一方通行とし安全を確保する。
- 農道は徐行運転を行い農道保全に努め、破損した場合は維持修繕について担当課と協議する。
- 敷地周辺の擁壁を自主的にセットバックし見通しの良い空間を確保する計画であり、計画地内には所要の駐車場を確保している。



交通の安全考慮及び駐車スペースが十分ある計画である

<p>都市政策課</p>	<p>平成26年3月に特定用途制限地域の「集落環境保全地区」を指定している。 搬入搬出路の道路幅員が6m未満の部分があるが、葬祭場及び霊園等への交通安全には十分配慮されたい。</p>
<p>環境政策課</p>	<p>騒音をはじめとする規制基準値を遵守すること。 「うるま市公害防止条例」を遵守し、公害の発生等が認められる場合は申請者の責任により必要な措置を講ずること。 施設の建設、操業に起因する環境に関する苦情等があった場合は、直ちに原因調査を行い速やかに適切な措置を講ずること。</p>
<p>農林水産政策課</p>	<p>意見なし。（農振地域に入っているが、農業振興地域ではない。）</p>
<p>農林水産整備課</p>	<p>農道通行においては「農道通行届」を提出し、徐行運転を行い農道保全に努めること。また、当課の想定している一日あたりの大型車（10t）交通量は15台未満である。交通量の遵守が出来ていない場合、又は農道が破損した場合は維持修繕について協議を要す。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>農振白地であり、現況・地目も農地でないことから農地転用は不要であるが、農業振興地域に隣接しており近隣農地への影響について留意すること。</p>

1. 特定用途制限地域（集落環境保全地区）に指定しているが、本計画施設は、市街化傾向の無い場所に位置し、周辺に及ぼす影響が小さいと考えられる。
2. 環境影響調査の結果、影響が軽微であると予測される。
3. 本計画は沖縄県廃棄物処理計画に沿っている。又、関係機関からの特段の意見はなく、循環型社会実現に向けて取り組む公益性の高い施設である。
4. 廃棄物の搬入経路は、道路幅員が十分とは言えないが、通学路及び既存集落内を通過しないこと、敷地に駐車スペースが十分ある計画である。

以上により、うるま市としては許可の判断基準を総合的に判断すると、都市計画上の支障はないものと考えられる。